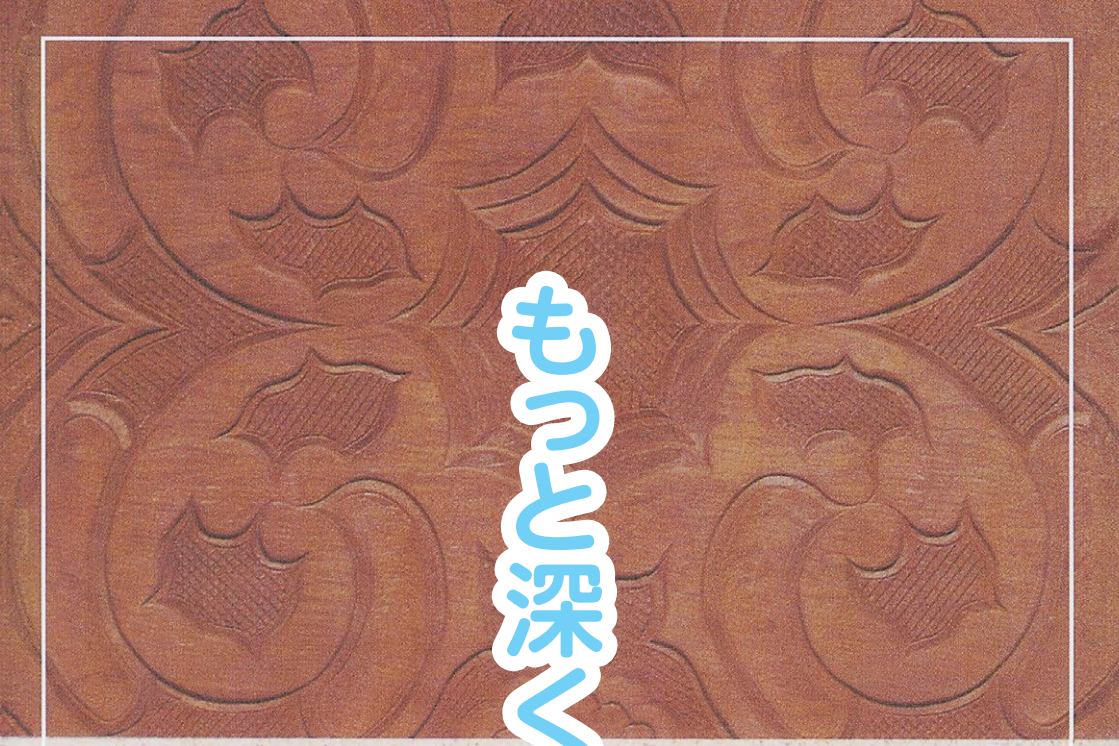

もっと深く知るために

（木彫：平取（びらとり）町立二風谷（にぶたに）アイヌ文化博物館提供）

「アイヌの人々の誇りが尊重される
関する法律」(略称:アイヌ施策推進

アイヌ施策推進法の制定

平成31年4月、アイヌ民族を先住民族と位置づけた初めての法律「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が成立し、同年5月に施行されました。

この法律は、アイヌの人々が先住民族であることの認識を示すとともに、民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すこと、市町村の取組を支援する交付金や法律の特例措置等が定められています。

[アイヌ施策推進法の概要]

1　法の目的

アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識を示すとともに、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的としています。

2　アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するため、次のとおり定められています。

(1)　政府によるアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針の策定

(2)　市町村による基本方針に基づくアイヌ施策推進地域計画の作成、同計画の内閣総理大臣の認定

(3)　認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する交付金の交付や規制緩和などの特例措置等

3　民族共生象徴空間の管理に関する措置

国土交通大臣及び文部科学大臣が指定する法人に対し、民族共生象徴空間を構成する施設の管理を委託することとされています。

4　アイヌ政策推進本部

アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣にアイヌ政策推進本部が設置されています。

都道府県方針の作成

アイヌ施策推進法の施行に伴い、北海道は法第8条に基づき、「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針」を令和元年10月に作成しました。

[道方針の概要]

1　アイヌ施策の目標

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ることを目標としています。

2　北海道が実施すべきアイヌ施策に関する方針

(1)　アイヌ施策の実施

これまで実施してきた生活向上や文化振興施策に加え、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた総合的なアイヌ施策の推進に努めるとともに、新たな交付金を活用した市町村の施策が円滑に進むよう助言や協力を通じて、本道におけるアイヌ政策の着実な推進に努めます。

(2)　差別のない社会の実現に向けた道民理解の促進

法では、アイヌの人たちに対する差別や権

社会を実現するための施策の推進に
法）の制定

利利益の侵害を禁止しており、差別の解消に資するため、アイヌの歴史や文化の魅力について道民の正しい理解を深めます。

（3） 国、地方公共団体及び指定法人等との連携

アイヌ施策の目標を達成するためには、国及び地方公共団体において、それぞれの責務を果たすことが重要であり、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図るため、新たな交付金制度の十分な周知を図るとともに、市町村の取組を支援します。

法律上の特例措置である漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮に関し、儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、制度の円滑な運用に努めます。

指定法人は、業務を適切に実施することが求められており、アイヌ施策を推進するに当たり、国、地方公共団体及び指定法人による密接な連携を図ります。

3 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項

アイヌ施策の推進に当たっては、アイヌの人たちの課題やニーズなど、実態等の把握に努めるとともに、国や市町村等との連携の強化を図ります。

北海道アイヌ政策推進方策の策定

令和元年12月、アイヌの人たちや有識者で構成される「新たなアイヌの人たちの総合的な推進方策検討会議」を設置し、アイヌ施策推進法の趣旨や、検討会議での意見等を踏まえ、令和3年3月に「北海道アイヌ政策推進方策」を策定しました。

アイヌ施策推進法制定に関する経過

〈2007年（平成19年）〉

9月　国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択

〈2008年（平成20年）〉

6月　衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を全会一致で採択

7月　国において「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（以下、「有識者懇談会」）を設置

〈2009年（平成21年）〉

7月　有識者懇談会が報告書を取りまとめ

12月　報告書を受け、国では「アイヌ政策推進会議」（以下、「政策推進会議」）を設置

〈2012年（平成24年）〉

7月　政策推進会議からの報告を受け、「民族共生の象徴となる空間」基本構想を決定

〈2014年（平成26年）〉

6月　国において、「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」を閣議決定

〈2019年（平成31年/令和元年）〉

4月　「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」成立

5月　同法施行

9月　国において、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を閣議決定

先住民族や少数民族の人権と文化世界のすう勢です

国際的な場で大きな役割を果たすアイヌの人たち

先住民族や少数民族に対する差別をなくし、その独自性と文化を守ろうという動きが国際的に活発になっています。

国連の中の人権委員会や国際労働機関(ILO)などでは、このような理念に沿って国際的な条約を検討し直すための議論が行われており、これらの会議などにアイヌの人たちも積極的に参加し、世界の先住民族や少数民族の人たちと交流を深め、その中で大きな役割を果たそうとしています。

平成19年9月には、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会において採択されました。この宣言の採択に当たっては、アイヌの人たちも様々な働きかけを行っています。

ひとくち解説

先住民族の権利に関する国際連合宣言とは

この宣言は、宗教的伝統の実行の権利、教育の権利、土地・資源に対する権利等、政治・経済・文化その他の広範な分野にわたって、先住民族及びその個人の権利について規定しています。

日本は、集団的権利等について国の解釈を説明した上で賛成しています。

国における新たなアイヌ政策の検討

1　アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成20年6月、衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。

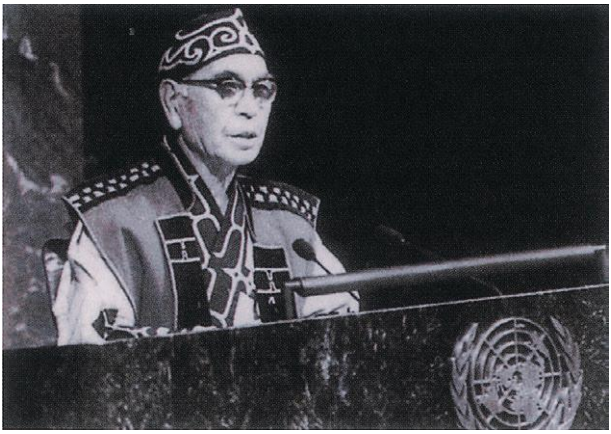

1992年12月10日　　国連「世界の先住民の国際年」開幕式典における北海道ウタリ協会 野村理事長（当時）の記念演説
（写真提供　国際連合広報センター）

[北海道アイヌ協会とは]

アイヌ民族の尊厳を確立し、社会的地位の向上と文化の保存・伝承及び発展を図ることを目的として設立された、北海道のアイヌの人たちの組織。

・昭和21年設立
「(社)北海道アイヌ協会」
・昭和36年改称
「(社)北海道ウタリ協会」
・平成21年改称
「(社)北海道アイヌ協会」
・平成26年公益認定
「(公社)北海道アイヌ協会」
会員2,050人(R3.12.10現在)、
50地区協会

を守る動きは

この国会決議は、我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史認識を示した上で、政府に対し、平成19年９月に国際連合総会において採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求めました。

２　アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会

これを受け、政府は、アイヌの人々が先住民族であるとの認識の下に、国連宣言における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む考えを示し、こうした施策の確立に向けて総合的な検討を行うため、平成20年７月、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。

この報告書には、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌ文化に深刻な打撃を与えたことから、国には、アイヌ文化の復興に配慮すべき強い責任があることや、従来にも増して、国が主体性を持って政策を立案し遂行すべきであることなどの内容が盛り込まれ、「おわりに」では、国の姿勢と覚悟を法律のかたちで具体的に示すことがアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有すると記述されています。

３　アイヌ政策推進会議

政府は、報告書を受けて、平成21年8月に総合的なアイヌ政策の企画・立案・推進を行う「アイヌ総合政策室」を内閣官房に設置し、平成22年1月からは、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため「アイヌ政策推進会議」を開催しています。

この会議では、これまで、「民族共生の象徴となる空間」と「北海道外アイヌの生活実態調査」を中心に、作業部会を設けるなどして具体的な検討が進められてきました。

「民族共生の象徴となる空間」については、国立のアイヌ文化博物館（仮称）や民族共生公園（仮称）の設置、2020年の一般公開、遺骨等の集約は一般公開に先立ち、できる限り早期に行うことなどを内容とする整備及び管理運営に関する基本方針が平成26年6月に閣議決定されました。

なお、平成25年9月には、第5回アイヌ政策推進会議が北海道で初めて開催されました。

平成28年5月に開催された第8回アイヌ政策推進会議では、「民族共生の象徴となる空間」及びその主要施設の名称が決定され、空間全体は「民族共生象徴空間」、主要施設である博物館及び公園は、「国立アイヌ民族博物館」、「国立民族共生公園」とされました。

また、この会議では、座長の菅官房長官（当時）から、「現行施策の改善方策を含めて幅広くアイヌ政策を検討していく中で、法的措置の必要性についても総合的に検討していく」との考えが表明されました。

こうしたことから、国において、先住民族政策を再構築する観点から、総合的なアイヌ政策の検討を進め、地域説明会を開催するなど、アイヌの人々からの意見の聴取等を行い、アイヌ施策推進法の制定や基本的な方針の策定に至っています。

北海道では、平成28年11月に「ウポポイ官民応援ネットワーク」を設立し、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」への誘客促進のPRなどに地元として官民一体で取組を進めています。